vcccccc

**１　マニュアルの目的**

**１　目的**

学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）の規定に基づき●●学校の「学校防災活動マニュアル」を作成する。作成にあたっては、学校が立地する環境や、学校規模・校種・課程、通学する児童・生徒等の年齢や通学方法等に留意し、学校や地域の実情を踏まえた独自マニュアルを作成する。なお、県教育委員会が作成した「学校防災活動マニュアルの作成指針」及び「学校防災活動マニュアル（作成例）」の趣旨に沿って作成する。

２

**２　災害対応の基本的な考え方**

（１）地震（津波）

いつ発生するか分からないので、すぐに対応できるよう、日頃からの防災意識の高揚と様々な場所や時間帯等での発生を想定した訓練が重要です。また、教職員はあらかじめ具体的な手順を理解しておくことが必要です。

（２）風水害・火山災害

　　　あらかじめ発生が予測できますので、天気予報や気象庁の防災気象情報、市区町村防災部局からの防災情報など事前の情報収集が重要です。また、臨時休業や下校の判断は、早い段階で決定し、躊躇なく実施することが必要です。

**３　活用にあたって**

○　毎年、マニュアルに基づいた訓練の実施及び訓練結果に基づくマニュアルの検証・改善を繰り返し、より実効性の高い防災マニュアルに昇華させる。

○　避難計画は、作成した後も、教職員だけでなく行政の防災担当部局や防災の専門家等の意見も参考にしつつ、定期的に見直す。

○　学校で行う防災教育や防災訓練など、様々な場面で必要となるマニュアルの箇所を、抜き出して個別に活用する。（バインダー綴を想定）

　○　必要な部分を抜き出してダイジェスト版を作成する、縮小して教職員に携行させる、拡大して壁面に貼付する、裏表にしてクリアケースに綴じ込んで備え付けるなど、より便利に活用できるよう、各学校で創意工夫する。

**毎年更新**

**学校作成**

**２　防災情報シート**

）

（令和５年４月１日時点）



**３　大規模地震発生時避難場所等一覧**

**学校作成**

